

広島県告示第12号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成28年1月14日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県三原市沼田西町小原字袖掛73番地5 株式会社やまみ 代表取締役 山名 清
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県三原市沼田西町小原字袖掛73番地5 株式会社やまみ

2 申請の内容

17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設1基を廃止し、17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設1基を設置する。また、汚水処理施設1基の使用の方法及び排出水量を変更し、雨水排水口を1ヶ所設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設1基 廃止

(その2) 新設

種	類	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設（8 - 1 豆乳プラント）
能	力	420kg/h
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着工後20日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		22時間(なし)		
	項目		通常	最大	
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度(水素指数)		3.8~4.5	3.8~4.5
		生物化学的酸素要求量		2,000	3,000
		化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	1,600	2,500
		浮遊物質		1,000	1,500
		窒素含有量		90	120
		リン含有量		15	20
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	30		40	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)			12.9	19.1
汚水等の排出先		污水处理施設			

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 変更

		変更前	変更後
種	類	污水处理施設	
形	式	加圧浮上, 標準活性汚泥処理	加圧浮上, 標準活性汚泥処理, 膜処理
能	力	2,400m ³ /日	3,600m ³ /日
工期等	工事着手予定年月日	/	
	工事完成予定年月日		
	使用開始予定年月日		

使用 方法	汚水等の 汚染状況	項 目	通常		最大		通常		最大	
			処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
		化学的酸素要求量	1,993	20	2,341	30	1,937	20	2,371	30
		窒素含有量 (単位： mg/L)	112.8	35.8	142	74	114	35.0	144.1	74
		磷含有量	19.7	5.8	25.9	13.75	19.3	5.5	26.0	13.75
		排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	2,000	2,000	2,400	2,400	3,000	3,000	3,600	3,600

(3) 排出水の汚染状態及び量

(その1) 変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
No. 1排水口	窒素含有量 (単位： mg/L)	35.8	74	35.0	74
	磷含有量	5.8	13.75	5.5	13.75
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	2,000	2,400	3,000	3,600

(その2) 雨水排水口 (No. 3) の設置

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年1月14日から平成28年2月4日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び東部厚生環境事務所環境管理課並びに三原市生活環境部生活環境課